

第3回 農業委員会総会議事録

平成29年9月27日開会

中標津町農業委員会

平成29年9月27日、第3回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1番	長谷川	孝	二
2番	田	中	洋
3番	竹	村	聡
4番	武	田	健
6番	瀧	本	和
7番	須	崎	智
8番	上	原	房
9番	和	泉	光
10番	後藤	田	宏
11番	高	橋	正
12番	赤波	江	信
13番	國	光	達
14番	小	林	亨
15番	中	村	正
16番	笠	原	康
17番	氏	家	康
18番	本	田	信

本日欠席した委員

5番	田	中	世
----	---	---	---

附議した案件

- 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第14号 現況証明願いについて
議案第15号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第16号 農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規定による買入協議の要請について
議案第17号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について
報告第6号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
報告第7号 農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について
報告第8号 農地法第4条許可書の交付について
報告第9号 農地法第5条許可書の交付について
報告第10号 農業経営改善計画及び青年等就農計画認定について

本日出席した職員

事務局長	奥山正行
庶務係長	桐島秀一
農地係長	葛西利光
係	本田文子

(開会 10時30分)

- 議長 定刻になりました。
ただいまの出席委員は、17名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第3回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。
日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
6番、瀧本和男委員。
8番、上原房子委員。
以上、2名を指名致します。
日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。

- 事務局長 8月22日の総会以降につきまして会務報告をいたします。
項目につきましては、お配りの資料をご覧くださいと思います。
8月24日に札幌市にて北海道農業会議臨時総会が開催され、会長が出席しております。次に、9月7日に平成29年度東北・北海道農業活性化フォーラムが「農地利用の将来ビジョンと最適化の推進活動」をテーマとして、南陽市で開催されまし

た。東北6県と北海道の農業委員ら約1,400人が参加し、農業委員会制度の情勢報告や基調講演、遊休農地の対策などについての事例発表がされ、最後に、フォーラムアピールが提言されたところであります。会長、代理、事務局長が出席しております。

次に、9月8日から2泊3日の日程で、中標津町農業後継者対策協議会主催の秋季交流会が開催され、道外からの女性4名の参加で行われました。農業体験として、初日は中標津農業高校の協力による搾乳や体験談、二日目は武佐のスライブTK農場の協力により馬鈴薯の収穫体験を行い、農業を実感してもらいました。今回の交流会では2組のカップルが成立し、今後の交際に期待しております。

次に、中標津町議会9月定例議会が9月11日から開催され、一般行政報告、教育行政報告、一般質問のほか、各会計補正予算等について審議され、可決しております。会長が出席しております。

9月19日、役場302号会議室におきまして、中標津町農業振興協議会が開催され、牛舎等の設置のための農業用施設用地への用途変更が5件、産業廃棄物、一般廃棄物のリサイクル施設設置、後継者住宅設置のための農用地区域からの除外が2件あり全件申請通り承認されております。会長、会長代理、事務局長が出席しております。

最後に、根室地方農業委員会連合会新任委員等研修会が北海道農業会議佐久間専務理事を講師にお招きし、9月20日に別海町役場会議室で開催されました。

当日は会長をはじめ委員6名の参加をいただきました。以上会務報告といたします。

議 長

以上で、会務報告を終わります。

日程3、報告第6号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を議題に供します。内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 農地係長

農地係長

報告第6号「農地法第18条第6項の規定による解約通知」(1)から(7)について、事務局よりご説明申し上げます。議案の59ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、有限会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積260,080㎡。3、利用権の種類、使用貸借権。4、契約期間、平成27年12月22日から平成37年12月21日まで。合意解約成立の日、平成29年9月13日。6、解約の理由、合意解約。

この案件につきましては、議案第12号(1)に関連するもので、使用貸借していた農地について、分筆後一部5条転用し、残った農地を再度農地所有適確法人に使用貸借するため、期間内解約するものです。議案の60ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積96,650㎡。3、利用権の種類、使用貸借権。4、契約期間、平成21年12月21日から平成31年12月20日

まで。合意解約成立の日、平成 29 年 9 月 13 日。6、解約の理由、合意解約。

この案件につきましては、議案第 1 2 号（4）及び議案第 1 3 号（1）に関連するもので、使用貸借していた農地について、分筆後一部 5 条転用し、残った農地を再度後継者に使用貸借するため、期間内解約するものです。議案の 6 1 ページをお開きください。

（3）1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積 49,586 m²。3、利用権の種類、使用貸借権。4、契約期間、平成 29 年 1 月 1 日から平成 38 年 12 月 31 日まで。合意解約成立の日、平成 29 年 9 月 13 日。6、解約の理由、合意解約。

この案件につきましては、議案第 1 2 号（2）に関連するもので、使用貸借していた農地について、地積及び地番変更があったことから再度後継者に使用貸借するため、期間内解約するものです。議案の 6 2 ページをお開きください。

（4）1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積 159,770 m²の内 127,500 m²。3、利用権の種類、使用貸借権。4、契約期間、平成 29 年 1 月 1 日から平成 38 年 12 月 31 日まで。合意解約成立の日、平成 29 年 9 月 13 日。6、解約の理由、合意解約。

この案件につきましては、議案第 1 2 号（5）に関連するもので、使用貸借していた農地について、分筆後一部 5 条転用し、残った農地を再度後継者に使用貸借するため、期間内解約するものです。議案の 6 3 ページをお開きください。

（5）1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇 代表理事組合長 〇〇〇〇。2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積 31,092 m²ほか 1 筆、合計 73,454 m²。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成 20 年 6 月 25 日から平成 30 年 3 月 31 日まで。合意解約成立の日、平成 29 年 9 月 13 日。6、解約の理由、合意解約。

この案件につきましては、所有者が自ら農地を耕作に供するため、期間内解約するものです。議案の 6 4 ページをお開きください。

（6）1、当事者の住所、氏名。

貸主、札幌市中央区北 5 条西 6 丁目 1 番地 2 3 公益財団法人北海道農業公社
理事長 竹林孝。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積 50,465 m²ほか 1 筆、合計 53,468 m²。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成 27 年 10 月 27 日から平成 32 年 8 月 23 日まで。合意解約成立の日、平成 29 年 9 月 13 日。6、解約の理由、合意解約。

なお、（7）につきましても、借主が同一のため氏名等省略して一括説明いたします。

議案の65ページをお開きください。

(7) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積16,279㎡ほか14筆、合計455,396㎡。3、利用権の種類、使用貸借権。4、契約期間、平成16年12月28日から平成36年12月27日まで。合意解約成立の日、平成29年9月13日。6、解約の理由、合意解約。

この2件の案件については、議案第15号(12)(13)に関連するもので、現在、農地保有合理化事業において借入している〇〇〇〇氏の事情により農地取得が困難となり、新たな借主を設定するため、期間内解約するものです。

以上報告いたします。

議長 以上で報告を終わります。

日程4、議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。なお、本案件につきましては、(1)から(5)と、(6)の2回に分けて審議を致します。

(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 赤波江委員。

赤波江委員 議案第12号(1)について説明致します。

3ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、有限会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積208,834㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、使用貸借していた農地の一部を合意解約し、転用地を除いて法人に再度使用貸借を設定するもの。借主、再度使用貸借を設定し農業経営を行うもの。4、権利を移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成29年9月27日から平成39年9月26日。6、当事者の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。7、見取図につきましては4ページのとおりとなっております。この案件につきましては、使用貸借していた農地について、期間内解約後、分筆転用する部分を除き、農地所有適確法人に再度使用貸借設定するものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 武田委員。

武田委員 議案第12号(2)について説明致します。5ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積48,478㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、国土調査による地番の修正に伴い、使用貸借していた農地を一度合意解約し、再度後継者に使用貸借を設定するもの。借主、再度使用貸借を設定し農業経営を行うもの。4、権利を移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成29年9月27日から平成39年9月26日。6、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。7、見取図につきましては、6ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、使用貸借していた農地について、地積及び地番変更があったことから、期間内解約後、後継者に再度使用貸借設定するものであります。

別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 國光委員。

國光委員 議案第12号(3)について説明致します。7ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、別海町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、無職。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積19,361㎡ほか2筆、合計畑41,842㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再度使用貸借を設定するもの。借主、再度使用貸借を設定し農業経営を行うもの。4、権利を移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成29年10月1日から平成39年9月30日。6、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。

7、見取図につきましては8ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、使用貸借していた農地について、期間が満了することに伴い再度使用貸借を設定するものであります。

別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(4) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 議案第12号(4)について説明致します。9ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 53,404 m²ほか1筆、合計畑 56,707 m²。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、使用貸借していた農地の一部を合意解約し、転用地を除いて後継者に再度使用貸借を設定するもの。借主、再度使用貸借を設定し農業経営を行うもの。4、権利を移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成29年9月27日から平成39年9月26日。6、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m²。家畜、牛〇〇〇頭。

7、見取図につきましては、10ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、使用貸借していた農地について、期間内解約後、分筆転用する部分を除き、後継者に再度使用貸借設定するものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(5) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 竹村委員。

竹村委員 議案第12号(5)について説明致します。11ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 141,032 m²の内 108,557 m²ほか1筆、合計畑 118,095 m²。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、使用貸借していた農地の一部を合意解約し、転用地を除いて法人に再度使用貸借を設定するもの。借主、再度使用貸借を設定し農業経営を行うもの。4、

権利を移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成29年9月27日から平成39年9月26日。6、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。

7、見取図につきましては12ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、使用貸借していた農地について、期間内解約後、分筆転用する部分を除き、後継者に再度使用貸借設定するものであります。

別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

議案第12号、(1)から(5)について、本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

ここで、会議規則第16条の規定により、〇〇番〇〇委員の退席をお願い致します。

……………(〇〇委員退席後)……………

(6)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 田中洋希委員。

田中洋希委員 議案第12号(6)について説明致します。13ページをお開きください。

(6)1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積1,002㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、無償。6、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。

7、見取図につきましては、14ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、当事者両名の申し出により所有権の移転をしたい旨の申し出があったものであります。

別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(6)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請について」
(6)について、本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
……………(〇〇委員着席後)……………
〇〇委員に申し上げます。
本案は原案のとおり可決されました。
日程5、報告第7号「農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。
(1)について内容を地区推進班から報告願います。
(挙手あり) 田中洋希委員。

田中洋希委員 報告第7号「農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」
(1)について説明いたします。67ページをお開きください。
(1)1、届出人の住所、氏名。
中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。
2、許可年月日、許可番号。平成28年6月20日付、中農委4第28-2号。3、許可地の所在。中標津町〇〇〇〇番〇〇。4、転用目的、住宅建設。5、事業計画の期間、平成28年7月25日から平成28年12月31日まで。6、事業完了年月日、平成28年12月20日。
7、完了検査年月日につきましては、平成29年9月14日、第4地区推進班において提出資料を確認し、計画通り建設されていることを確認しております。
以上です。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
以上で事業完了届についての報告を終わります。
日程6、議案第13号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程致します。(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました議案第13号「農地法第5条の規定による許可申請について」

(1) について説明いたします。16ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。
借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、許可を受けようとする土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積、39,909 m²。3、許可を受けようとする事由、畜舎及びバンガーサイロ、ラグーン等の農業用施設建設のため。4、転用の期間、平成29年10月25日から永年。5、権利の種類、使用貸借権。

6、見取図につきましては、17ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、農業用施設建設のため申請があったものです。

経営規模拡大のため、搾乳牛舎等の建設にあたり、計画する施設規模から、現有施設用地内では不足する状況となったため、農地転用し建設するものであります。申請面積については39,909 m²となっております。

この案件については、平成29年9月21日、第2地区推進班による現地調査の結果、申請地については作業道路、農業用施設に隣接しており、利便性を考慮すると代替地は他にないことから、別添の農地法第5条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

本案は原案のとおり、北海道農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって、本案は原案のとおり、意見聴取致します。

日程7、議案第14号「現況証明願いについて」を上程致します。

(1) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました議案第14号「現況証明願」(1) について説明いたします。
19ページをお開きください。

(1) 1、申請人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、有限会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿、山林、面積49,144 m²の内6,617 m²。現況、農地・採草放牧地以外、利用状況、原野。3、申請の理由、砂利採取法に基づく砂利採取計画認可申請のため。4、見取図は20ページのとおりです。

本案件につきましては、砂利採取申請法にもとづく、農振開発行為申請のため申請があったものです。対象地は農業振興地域内の農用地区域となっておりますが、農地としては使用されたことはなく、現況非農地の証明が必要なものであります。

平成29年9月21日、第2地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 長谷川委員。

長谷川委員 上程になりました議案第14号「現況証明願」(2)について説明いたします。
21ページをお開きください。

(1) 1、申請人の住所、氏名。

別海町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、面積9,195㎡。〇〇〇〇番〇〇、公簿、山林、面積9,329㎡。現況、農地・採草放牧地以外、利用状況、原野。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、面積24,181㎡。現況、農地・採草放牧地以外、利用状況、農業施設用地。3、申請の理由、砂利採取法に基づく砂利採取計画認可申請のため。

4、見取図は22ページのとおりです。

本案件につきましては、砂利採取申請法にもとづく、農振開発行為申請のため申請があったものです。対象地は農業振興地域内の農用地区域となっておりますが、農地としては使用されたことはなく、現況非農地の証明が必要なものであります。

平成29年7月14日、第4地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

議案第14号(1)と(2)について、本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程8、議案第15号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。

なお、本案件につきましては、(1)から(10)と、(11)から(13)の2回に分けて審議を致します。

(1) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 國光委員。

國光委員 議案第15号(1)について説明いたします。24ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

譲受人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 竹林孝。2、土地の表示。〇〇〇〇番1、公簿畑、現況畑、面積101,844㎡ほか4筆、合計畑261,549㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化促進事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化促進事業により買入れるもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、16,409,000円。6、資金調達方法、北海道信連資金による。7、譲受人の経営状況、公益財団法人北海道農業公社につき省略。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は25ページのとおりです。

この案件につきましては、〇〇氏の所有地譲渡に伴い、農地保有合理化事業により一括して農地を北海道農業公社に売り渡すものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(2) から(9) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 長谷川委員。

長谷川委員 議案第15号(2) から(9) について説明いたします。27ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 竹林孝。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積39,803㎡ほか12筆、畑509,864㎡、採草放牧地1,968㎡、施設用地1,233.95㎡、合計513,065.95㎡。利用目的、牧草畑及び施設用地。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化促進事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化促進事業により賃貸し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成29年9月28日から平成34年3月31日まで。6、価格、年575,260円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は29ページのとおりです。

この案件につきましては、農地保有合理化事業により、北海道農業公社が取得した農地を近隣農家との協議により決定した5年後の取得予定者に賃貸借するものであります。既存の認定農業者である近隣農家で、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

30ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積72,354の内22,000㎡ほか4筆、合計畑117,822㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家に賃貸借するもの。借主、経営規模を拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成29年10月1日から平成34年3月31日まで。6、価格、年350,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は31ページのとおりです。

なお、(4)につきましても、貸主が同一のため氏名等省略して一括説明いたします。32ページをお開きください。

(4) 1、借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積29,593㎡ほか2筆、合計畑70,922㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家に賃貸借するもの。借主、経営規模を拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成29年10月1日から平成34年3月31日まで。6、価格、年149,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は33ページのとおりです。

この2件につきましては、貸主より所有農地を賃貸したい旨の申し出があり、地区内で協議の末、借主を決定したものであります。

別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。34ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年令。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積15,253㎡ほか3筆、畑29,649㎡、採草放牧地1,366㎡、合計31,015㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に売り渡すもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、1,415,000円。6、資金調達方法、ステップアップローン。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は35ページのとおりです。

この案件につきましては、譲渡人より所有農地を譲渡したい旨の申し出があり、あっせん会議を開催し、協議の末、譲受人を決定したものであります。別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。36ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名、年令。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積49,206㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に売り渡すもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、3,128,000円。6、資金調達方法、ステップアップローン。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。

9、見取図は37ページのとおりです。

この案件につきましては、譲渡人より所有農地を譲渡したい旨の申し出があり、あっせん会議を開催し、協議の末、譲受人を決定したものであります。

別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。38ページをお開きください。

(7) 1、当事者の住所、氏名、年令。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積48,819㎡ほか2筆、合計畑54,676㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に売り渡すもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、3,163,000円。6、資金調達方法、ステップアップローン。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は39ページのとおりです。

この案件につきましては、譲渡人より所有農地を譲渡したい旨の申し出があり、あっせん会議を開催し、協議の末、譲受人を決定したものであります。

別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。40ページをお開きください。

(8) 1、当事者の住所、氏名、年令。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積32,538㎡ほか3筆、合計畑66,524㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に売り渡すもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、4,357,000円。6、資金調達方法、ステップアップローン。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は41ページのとおりです。

この案件につきましては、譲渡人より所有農地を譲渡したい旨の申し出があり、あっせん会議を開催し、協議の末、譲受人を決定したものであります。別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。42ページをお開きください。

(9) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積24,685㎡ほか2筆、合計畑48,898㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に売り渡すもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、3,226,000円。6、資金調達方法、自己資金。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は43ページのとおりです。

この案件につきましては、譲渡人より所有農地を譲渡したい旨の申し出があり、あっせん会議を開催し、協議の末、譲受人を決定したものであります。

別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(10) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 田中洋希委員。

田中洋希委員 議案第15号(10) について説明いたします。44ページをお開きください。

(10) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社理事長 竹林孝。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積50,465㎡ほか1筆、合計畑53,468㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化促進事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化促進事業により賃借し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成29年9月28日から平成32年8月23日まで。6、価格、年72,700円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は45ページのとおりです。

この案件につきましては、前借主の離農に伴い、事業参加者の変更を行なうものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満

たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
議案第15号(1)から(10)について、本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
ここで、会議規則第16条の規定により、〇〇番〇〇委員の退席をお願い致します。
……………(〇〇委員退席後)……………
(11)から(13)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 和泉委員。

和泉委員 議案第15号(11)から(13)について説明いたします。
46ページをお開きください。
(11)1、当事者の住所、氏名、年令。
譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。
譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積10,085㎡ほか3筆、合計畑93,929㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に売り渡すもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、3,428,000円。6、資金調達方法、自己資金。7、譲受人の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。
9、見取図は47ページのとおりです。
この案件につきましては、譲渡人より所有農地を譲渡したい旨の申し出があり、あつせん会議を開催し、協議の末、譲受人を決定したものであります。
別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。48ページをお開きください。
(12)1、当事者の住所、氏名、年令。
貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。
借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積15,092㎡ほか3筆、合計畑101,954㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家に賃貸借するもの。借主、経営規模を拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成29

年10月1日から平成38年9月30日まで。6、価格、年304,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は49ページのとおりです。

なお、(13)につきましても、貸主が同一のため氏名等省略して一括説明いたします。50ページをお開きください。

(13) 1、当事者の住所、氏名、年令。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、(有)〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積16,279㎡ほか3筆、合計畑141,606㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家に賃貸借するもの。借主、経営規模を拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成29年10月1日から平成38年9月30日まで。6、価格、年434,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は51ページのとおりです。

この2件につきましては、〇〇氏より所有農地を賃借したい旨の申し出があり、あっせん会議を開催し、協議の末、借主を決定したものであります。

別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です

議長 説明が終わりましたので、(11)から(13)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

議案第15号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(11)から(13)について、本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

……………(〇〇委員着席後)……………

〇〇委員に申し上げます。

本案は原案のとおり可決されました。

日程9、議案第16号「農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規定による買入協議の要請について」を上程致します。

地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 和泉委員。

和泉委員 上程になりました、議案第16号「農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規定による買入協議の要請について」(1)について説明いたします。

53ページをお開きください。

(1) 1、所有権移転のあっせん申出者の住所、氏名。

中標津町○○○○番地○○、○○○○。

2、申出を受けた年月日。平成28年11月4日。

3、農地中間管理機構を含めた調整経過。

平成29年6月9日、農地中間管理機構及び町担当部局により農用地の利用調整を行った結果、当該農用地については速やかな売買の調整を図ることが困難であることから、買入協議の対象とすることで意見の一致をみた。

4、当該農用地の利用集積に係る意見。

当該農用地は、周辺地域における農用地の保有及び利用の現況、将来の見通しからみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し利用集積を図ることが望ましい農用地であることから、農地中間管理機構による買入が特に必要である。

今回所有権移転のあっせん申出があった農用地については、54ページのとおりでありまして、合計9筆、235,180㎡です。

この案件につきましては、○○氏より、農用地を譲渡したい旨の申出があったもので、地区推進班及び関係機関と農地調整した結果、直ちに売却することは困難であり、担い手農業者への集積を図るためには、農地中間管理機構による買入が必要と判断し、中標津町長に対し農地中間管理機構へ農地の買入協議を行なう旨の通知の要請をするものであります。

なお、農地中間管理機構が買い入れた後、5年間賃貸し、その後借主に売り渡すことになっています。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって、本案は原案のとおり、要請致します。

日程10、議案第17号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」を議題に供します。

ここで、会議規則第16条の規定により、○○番○○委員の退席をお願い致します。

……………(○○委員退席後)……………

内容を事務局から説明願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長 議案第17号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」事務局よりご説明致します。56ページをお開きください。
平成28年度分といたしまして、有限会社〇〇〇〇。
平成29年度分といたしまして、株式会社〇〇〇〇、株式会社〇〇〇〇、合同会社〇〇〇〇。以上4件の提出がありました。
平成29年8月21日以降に受理した報告書でございまして、記載の通りいずれも農地所有適格法人の要件を全て満たしているものであります。以上報告いたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は承認されました。
……………(〇〇委員着席後)……………
〇〇委員に申し上げます。
本案は原案のとおり、承認されました。
日程11、報告第8号「農地法第4条許可書の交付について」を議題に供します。
内容を事務局から報告願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第8号「農地法第4条許可書の交付について」事務局よりご説明致します。
先に開催した総会において承認されました農地法第4条許可申請につきまして、北海道農業会議より許可相当の回答があり、許可書を交付したので報告します。
69ページをお開きください。
許可日、平成29年8月25日付。
(1) 1、当事者の住所、氏名。申請人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積5,809㎡。
3、許可期間は平成29年8月25日から永年となっております。
以上、報告いたします。

議長 以上で、報告を終わります。
日程12、報告第9号「農地法第5条許可書の交付について」を議題に供します。
内容を事務局から報告願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第9号「農地法第5条許可書の交付について」事務局よりご説明致します。
先に開催した総会において承認されました農地法第5条許可申請につきまして、北海道農業会議より許可相当の回答があり、許可書を交付したので報告します。
71ページをお開きください。
許可日、平成29年8月25日付。
(1) 1、当事者の住所、氏名。
貸主、苫小牧市〇〇〇〇番〇〇、〇〇〇〇。
借主、標津町〇〇〇〇番〇〇、〇〇〇〇(株) 代表取締役 〇〇〇〇。
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積4,919㎡の内410㎡ほか1筆、合計畑7,679㎡。
3、許可期間は平成29年8月25日から平成30年8月24日となっております。
以上、報告いたします。

議長 以上で、報告を終わります。
日程13、報告第10号「農業経営改善計画及び青年等就農計画認定について」を議題に供します。内容を事務局から報告願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第10号「農業経営改善計画及び青年等就農計画認定について」、事務局よりご説明致します。議案の73ページをお開きください。
今回につきましては、平成28年10月6日～平成29年9月21日付けで、認定のあった11件について記載しております。
新規認定者は1件、再認定者は7件、変更認定者は2件、青年等就農計画認定者は1件。以上報告いたします。

議長 以上で、報告を終わります。
以上で本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。
これをもちまして、第3回総会を閉会致します。
ご苦労さまでした。

(閉会 11時28分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年9月27日

会 長 本 田 信 幸

6 番 瀧 本 和 男

8 番 上 原 房 子
